



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を構成する各計画は、それぞれの計画を所管する「外部委員を中心に構成される懇話会」と「庁内組織」によって推進されます。また、各計画の具体的な事業や取組の推進に際しては、地域住民だけでなく、自治会・町内会、民児協、地区社協、ボランティア団体、ゆめクラブ（老人クラブ）、障がい者団体などの当事者団体、町内福祉村などの住民相互支援団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、よろず相談センター等の役割分担を明確にしながら、協働・連携して進めることを基本とします。

本計画関連事業を所管する懇話会と庁内組織との概要は次のとおりです。

(外部委員を中心に構成される懇話会)

(1)平塚市地域福祉推進懇話会

本計画を構成する各計画を総合的に推進するための懇話会です。地域福祉に関係する団体の代表者に加え、下記の自殺対策、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援に関する各懇話会の代表者によって構成されます。

(2)平塚市自殺対策懇話会

本計画のうち、自殺対策計画に係る事業や取組の推進を所管し、自殺対策に特化した見地から意見交換等を行う懇話会です。自殺対策に関係する団体の代表者等によって構成しています。

(3)平塚市成年後見制度利用促進懇話会

本計画のうち、成年後見促進計画に係る事業や取組の推進を所管し、専門的な立場から意見交換を行う懇話会です。成年後見制度の利用促進に関係する団体の代表者等によって構成しています。

(4)平塚市生活困窮者自立支援懇話会

本計画のうち、困窮者支援計画に係る事業や取組の推進を所管し、生活困窮への対策について意見交換等を行う懇話会です。生活困窮者の自立支援に関係する団体の代表者等によって構成しています。

(庁内組織)

(1)平塚市地域福祉庁内連絡会議

本計画の推進について総合的に状況を把握するための会議体です。計画事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成しています。

(2)平塚市自殺対策庁内会議

自殺対策に係る事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。本計画での事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成しています。

(3)平塚市成年後見制度利用促進庁内会議

成年後見制度に係る事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。本計画での事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成しています。

(4)平塚市生活困窮者自立支援庁内会議

生活困窮者支援に係る事業や取組の推進について状況を把握するための会議体です。本計画での事業を所管する部署だけでなく、事業関連部署や情報提供部署なども含めて構成されます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、原則として計画の推進体制に基づいて次のとおり行います。

地域福祉計画については、平塚市地域福祉庁内連絡会議において計画事業や取組の進捗状況等を把握した上で、平塚市地域福祉推進懇話会へ報告し、計画事業の進捗評価や意見交換を行って、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査や、市社協が実施する地区懇談会（地域の話し合いの場）などを行った場合には、その結果を随時報告することとします。また、自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、困窮者支援計画にかかる事業の進捗状況等については、各計画懇話会の代表者から概要を報告します。

また、自殺対策計画・成年後見制度利用促進計画・困窮者支援計画に係る事業については、それぞれの庁内会議体において計画事業や取組の進捗状況等を把握した上で、各懇話会へ報告し、計画事業の進捗評価や意見交換を行って、必要に応じて計画に対する意見や提言等を行います。なお、本市が実施する市民意識調査を行った場合には、その結果を随時報告します。

なお、本計画期間の中間年度（2026年度）においては、上記の進行管理に加え、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

本計画の進行管理のイメージは次ページのとおりです。

[本計画書の進行管理・推進体制イメージ]

